令和5−7年度　厚生労働省　厚生労働科学研究費補助金（腎疾患政策研究事業）

慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引き

令和７年10月
ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究班

研究者一覧

中川 直樹 ・・・・・・・・・・・・・国立大学法人旭川医科大学・医学部・教授

柏原 直樹 ・・・・・・・・・・・・・・・川崎医科大学・医学部・学長付特任教授

岡田 浩一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・埼玉医科大学・医学部・教授

要　伸也 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・杏林大学・医学部・客員教授

酒井　謙 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東邦大学・医学部・教授

猪阪 善隆 ・・・・・・国立大学法人大阪大学・大学院医学系研究科・教授

須賀 万智 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京慈恵会医科大学・教授

福井　亮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京慈恵会医科大学・講師

祖父江 理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・香川大学・医学部・講師

内田 明子 ・・・医療法人社団クレド・さとうクリニック・学術部・総括部長

石川 祐一 ・・・・・・・・・・・・・・・茨城キリスト教大学・生活科学部・教授

高井 奈美 ・・・・・・・・・・・・・・・・・名古屋大学医学部附属病院・看護師

水野 智博 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・藤田医科大学・医学部・准教授

はじめに

研究代表者
中川直樹

慢性腎臓病（CKD）は、国内に推定2,000万人、成人の約5人に1人が罹患している国民病です。特に働き盛りの現役世代にとって、CKDは自覚症状がなく、気付かないうちに病気が進行しているケースが少なくありません。そして、病状の進行とともに通院や治療の負担が増え、仕事との両立が大きな課題となります。また「人生100年時代」と言われる現代において、超高齢社会を迎える我が国では、65歳以上の働く人々の数が年々増加しており、治療を受けながら働き続けることを希望する人が今後も増えることが予想されます。

治療と仕事の両立支援に関しては、厚生労働省が2016年（平成28年）2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を発表し、2019年（平成31年）3月にはこれを「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」と改称しました。このガイドラインは、2017年（平成29年）3月28日に決定された「働き方改革実行計画」にも含まれ、その推進が図られています。ガイドラインの参考資料として、がん、脳卒中、肝炎、難病、心疾患、糖尿病の代表的な6疾患に関する「留意事項」および「企業・医療機関連携マニュアル」が作成され、両立支援の取り組みの普及が進められています。

慢性腎臓病（CKD）はこれまでガイドラインに含まれていませんでしたが、2018年（平成30年）7月の「腎疾患対策検討会報告書」で、CKD患者の生活の質（QOL）向上には、CKDの重症化予防だけでなく、「治療と仕事の両立支援」が重要であるとされました。このため、企業・医療機関向けに、CKDに罹患している労働者に対する両立支援の基礎知識や留意事項を新たにまとめました。

本書では、Ⅰ基礎編でCKDを発症した就労中の方や、血液透析、腹膜透析、腎移植が必要となった方々に関する情報を提供しています。Ⅱ事例編では、具体的な症例に基づく事業者と医療機関との情報共有の事例を示しています。事業者の皆様には、本書を参考に疾患の理解を深め、労働者の病状や業務内容を踏まえた就業上の措置を検討していただきたいと思います。

なお、両立支援の基本的な考え方については、上記のガイドラインを参照してください。[1]

[1] 具体的には厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html）に示されているガイドラインのP1～P26や参考資料「企業・医療機関連携マニュアル」のP1～P17

目　次

はじめに 01

ChapterⅠ　基礎編 03

1. 慢性腎臓病（CKD）に関する基礎知識 04
2. 両立支援に当たっての留意事項 08

ChapterⅡ　事例編 13

1. 保存期CKDの治療と仕事を両立した事例 15
2. 血液透析（HD）の治療と仕事を両立した事例 22
3. 腹膜透析（PD）の治療と仕事を両立した事例 28
4. 腎移植後の治療と仕事を両立した事例 34

1.　慢性腎臓病（CKD）に関する基礎知識

2.　両立支援に当たっての留意事項

Chapter1　基礎編

1. 慢性腎臓病（CKD）に関する基礎知識

① 慢性腎臓病（CKD）の原因と患者数

慢性腎臓病（chronic kidney disease：CKD）とは、病院や健康診断などで行われる尿や血液、腹部超音波やCTなどの検査で腎臓に異常を認め、その異常が少なくとも3か月を越えて、慢性的に持続して認められることで診断される病気です。

慢性腎臓病（CKD）の定義は以下の通りです。

①尿異常、画像診断、血液、病理で腎障害の存在が明らか。特に蛋白尿の存在が重要。

②糸球体濾過量（glomerular filtration rate：GFR）<60mL／分／1.73m^2

①、②のいずれか、または両方が3カ月を越えて持続する。

腎臓の働きは、一般的にはクレアチニンという血液中の蛋白質の濃度で調べます。そして血液のクレアチニン濃度と年齢、性別を用いて推算GFR（eGFR）を計算して、腎臓の働きを評価します。血液のクレアチニンの濃度が高いほど、またeGFRが低いほど、腎臓の働きが低いと診断されます。健康な人であればeGFRはおよそ100mL/分/1.73m^2 ですので、eGFRが60mL/分/1.73m^{2}の場合は、腎臓の働きは健康な人のおよそ60%に低下していると考えられます。

■表1．CKDの重症度分類

原疾患		蛋白尿区分	A1	A2	A3
・糖尿病関連腎臓病		尿アルブミン定量（mg/日）	正常	微量アルブミン尿	顕性アルブミン尿
		尿アルブミン/Cr比（mg/gCr）	30 未満	30 ～ 299	300 以上
・高血圧性腎硬化症 ・腎炎 ・多発性嚢胞腎 ・移植腎 ・不明 ・その他		尿蛋白定量（g/日）	正常	軽度蛋白尿	高度蛋白尿
		尿蛋白/Cr比（g/gCr）	0.15 未満	0.15 ～ 0.49	0.50 以上
GFR区分（mL/分/1.73㎡）	G1	≧ 90			
	G2	60 ～ 89			
	G3a	45 ～ 59			
	G3b	30 ～ 44			
	G4	15 ～ 29			
	G5	＜ 15			

（日本腎臓学会編．患者さんとご家族のためのCKD療養ガイド2024．p20）

CKDは、初期には無症状ですが、進行すると、老廃物や水分の貯留、貧血等により易疲労感、体のむくみ（浮腫）などが出現します。末期腎不全になると倦怠感や呼吸困難などが出現し、腎代替療法（血液透析、腹膜透析もしくは腎移植)を行わなければ死に至ります。そのため、末期腎不全の患者では、適切なタイミングで生命維持のために腎代替療法の導入が必要になります。

CKDの患者は、透析や腎移植が必要になる末期腎不全に至るリスクが高く、さらに心筋梗塞や脳卒中などの心臓や血管の病気、死亡のリスクが高いことがわかっています。そしてこれらのリスクは、腎臓の働きが低いほど、また蛋白尿が多いほど高くなるため、この2つの項目からCKDの重症度が判断できます（表1）。この重症度分類は、eGFRの数値と蛋白尿の値で分けられていて、枠の色が緑、黄色、オレンジ、赤になるほど重症であることを示しています。

eGFR＜10mL/分/1.73m^{2}の末期腎不全に至ると透析や腎移植が必要になります。eGFR<10mL/分/1.73m^{2}は身体障害3級、eGFR 10～20mL/分/1.73m^{2}は身体障害4級に相当しますが、多くのCKD患者は、健常者とかわらずに働けることも少なくありません。

CKDは、糖尿病や高血圧、糸球体腎炎や遺伝などのさまざまな原因で起こります（表2）。他にも、肥満や喫煙、睡眠不足、過労によるストレスや高温環境での脱水等もCKDの発症・増悪因子として知られています。

■表2. CKDの原因となる代表的な疾患・病態および概要

主な疾患・病態	概　要
糖尿病関連腎臓病	糖尿病関連腎臓病は、糖尿病を発症してすぐに生じるわけではなく、高血糖の状態が長く続いた場合に腎臓が傷んでしまうことで発症します。2023 年末の時点で透析患者の原因疾患のうち糖尿病関連腎臓病が最も多い状況であり、国をあげて重症化予防に取り組んでいます。糖尿病関連腎臓病では病期に応じた治療が行われ、血糖値だけでなく、血圧や脂質のコントロールなど、さまざまな側面から治療していくことが大切です。
高血圧性腎硬化症	高血圧が長い期間続くことで腎臓の中の血管が固く、細くなり、腎機能が低下する病気です。検尿では異常がないことも多く、たまたま受けた血液検査で血清クレアチニンの高値でみつかることが多いです。腎機能は比較的ゆっくり低下することが一般的ですが、血圧が下がり過ぎたり、脱水、腎臓の血流を悪くするお薬（鎮痛薬など）の影響を受けたりして、腎機能が急に低下することがあるため、注意が必要です。
慢性糸球体腎炎	何も症状がないのに、尿の検査で蛋白尿や血尿がみられる病気でもっとも多いのが慢性腎炎です。その中でもっとも多いのが IgA 腎症です。IgA 腎症は、早期に診断して治療すれば完全に治る可能性もありますが、診断や治療が遅れると腎臓の機能が悪くなり、透析療法が必要になることもあるため、無症状でも放置しないことが重要です。
多発性嚢胞腎	多発性嚢胞腎（PKD）は両方の腎臓に数多くの液体が溜まった袋（嚢胞）ができ、はじめは小さな嚢胞ですが、年をとるにつれて徐々に増大する遺伝性の病気です。嚢胞の増大とともに腎臓の機能が低下し、60 歳までに約半数の患者さんが末期腎不全のために透析が必要になります。腎臓以外に肝臓などにも嚢胞ができます。さらに高血圧など多くの症状が起こります。脳動脈瘤を合併することがあり、PKD 患者さんの血縁関係には、しばしば腎不全や脳卒中の人がいます。進行を抑えるお薬であるトルバプタン ® が使用できます。

日本には約2,000万人のCKD患者がいると推計されており、これは成人の約5人に1人にあたる数です。また、人工透析を受けている患者さんは約34万人となっています。

■図1．年齢別のCKD患者の頻度

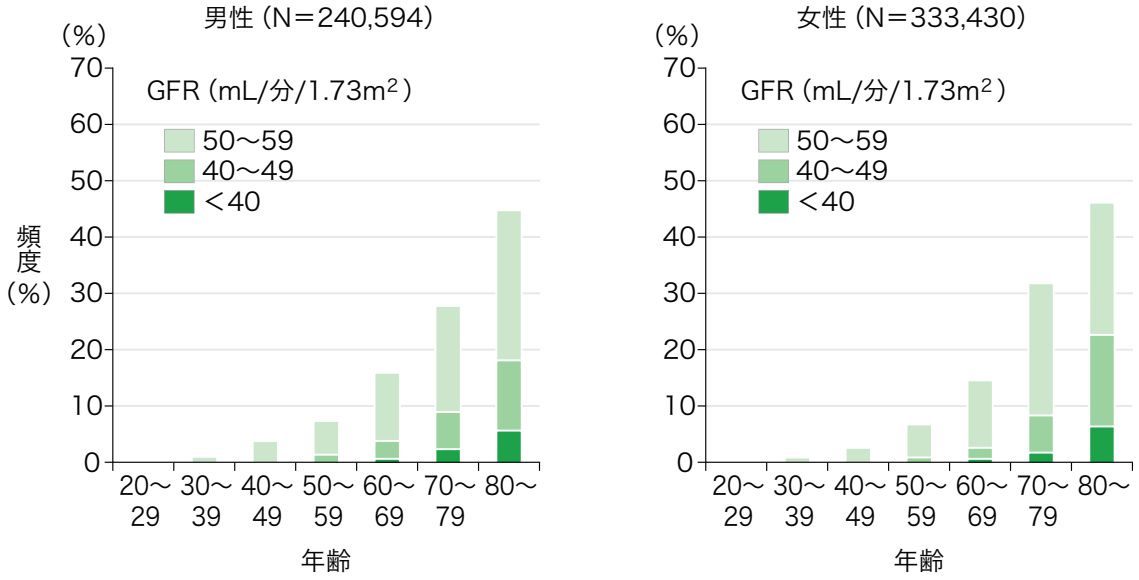

（CKD診療ガイド2012 p.11 図7改変）

② 慢性腎臓病（CKD）の経過

CKDは初期には自覚症状がほとんどありません。それがCKDの怖いところで、患者を増加させている原因でもあります。CKDは早期では治療で回復しますが、腎臓は一度あるレベルまで悪くなってしまうと、自然に治ることはありません。放置すると、どんどん進行して、透析療法や腎臓移植を行わなければいけなくなる可能性があります。

■図2．CKD進行のモデル図

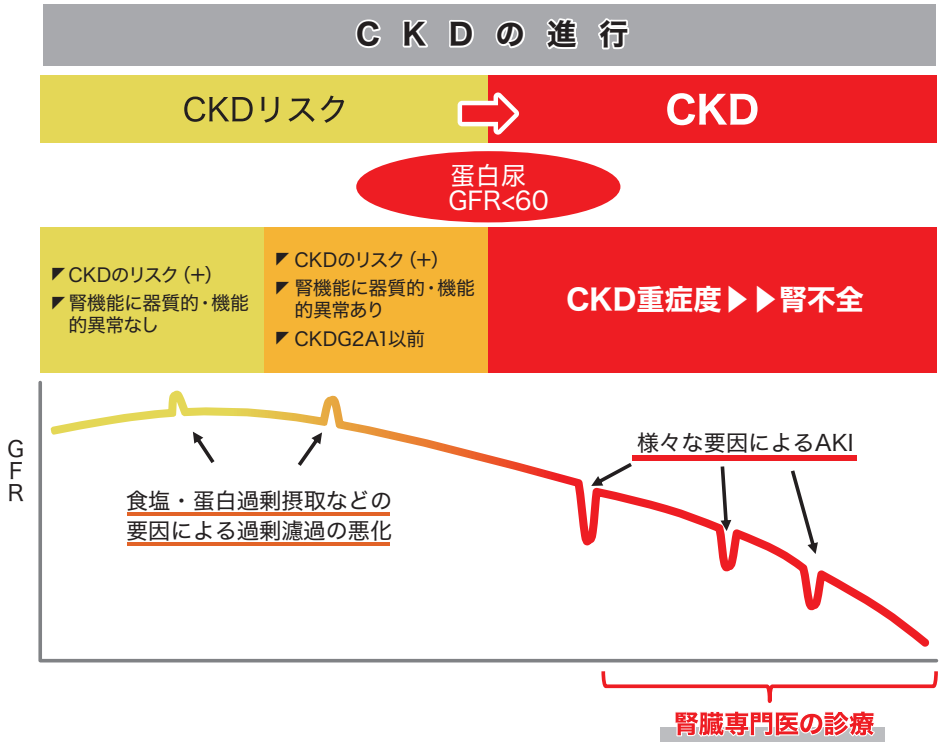

（日本腎臓病協会：案内用スライド療養士 PDF版https://j-ka.or.jp/educator/img/edu-slide190612.pdf より抜粋）

③　主な慢性腎臓病（CKD）の治療（透析・腎移植も含む）

CKDの治療においては、早期診断、早期治療を行うことが重要です。医療機関未受診の場合は、まず受診することが重要です。生活習慣を見直すことでCKDの進行を遅らせることも可能です。薬物療法はCKDの原疾患により異なりますが、進行を遅らせる薬もあり、適切な治療により、日常生活動作や生活の質の維持が期待でき、医師や保健師、薬剤師、管理栄養士、産業医の指示のもとに対応を工夫することが望ましいといえます。

一般に、CKDステージG4（eGFRが30mL/分/m^2未満）になったら、透析や腎移植のための準備をはじめます。なぜなら余裕をもって準備することでCKDに伴うさまざまな合併症に対応ができ、さらに腎機能の低下するスピードがゆるやかになることで、実際に透析や腎移植を開始するタイミングを先に延ばせる可能性があるからです。また、3つの治療方法（血液透析、腹膜透析、腎移植）について十分な説明を受けることができ、自分にあった治療法を選択できるだけでなく、その治療法に応じた適切な準備期間（治療法によって長短があります）を確保することもできます。

■３つの腎代替療法の生活

血液透析

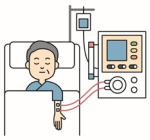

- 一般的に、１回４～５時間の透析を受けるために週３回透析施設に通院

腹膜透析

- 自宅で透析可能（１日３、４回の透析液交換）
- 月１、２回程度通院

腎 移 植

- 多くの場合健常者とほぼ変わらない生活が可能
- 月１回程度通院

2. 両立支援に当たっての留意事項

① 慢性腎臓病（CKD）の特徴を踏まえた対応

1. 早期発見・早期対応の重要性

- CKDは、進行し末期腎不全に至ると透析や腎移植が必要となり、業務の遂行能力が低下する懸念もあります。しかし、早期発見・早期治療（受診継続、食事や運動などの生活習慣の見直しを含む）により、労働者本人のCKDの進行を抑制し、能力や経験を適切に評価・活用することで就労が継続できます。また、周囲の労働者の理解を得ることができるようになるとともに、不必要に早い退職を避けることができます。
- 健診結果を事業者は適切に把握し、必要に応じて医療機関の受診を勧奨することが望まれます。定期受診が必要になることが多く、主治医、産業医等から就業上の措置の検討に必要な情報を収集し、家族、産業医を交えて相談することが望ましいといえます。
- CKDの早期発見、診断、重症度判定に尿検査は簡便で有効な方法です。腎炎の多くは蛋白尿と血尿の両方を認めるため、蛋白尿と血尿の両方を認めるCKD患者は医療機関への早めの紹介が望まれます。

■健診判定と対応の分類　（厚生労働省健康・生活衛生局「標準的な健診・保健指導プログラム(令和６年度版)」より抜粋　https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001172504.pdf）

※血清クレアチニンを測定していない場合

【健診判定と対応の分類】

健診判定		対応
異常 ↕ 正常	尿蛋白 陽性（1+/2+/3+）	① 医療機関の受診を
	尿蛋白 弱陽性（±）	② 生活習慣の改善を
	尿蛋白 陰性（−）	③ 今後も継続して健診受診を

ただし、尿蛋白（±）が2年連続見られた場合、医療機関の受診を推奨します。

※血清クレアチニンを測定している場合

【健診判定と対応の分類】

健診判定 (eGFRの単位：mL/min/1.73m²)		尿蛋白（−）	尿蛋白（±）	尿蛋白（1+）以上
異常 ↕ 正常	eGFR ＜ 45	① 医療機関の受診を		
	45 ≦ eGFR ＜ 60	② 生活習慣の改善を		
	60 ≦ eGFR	③ 今後も継続して健診受診を		

eGFR：推算糸球体濾過量

■血清クレアチニンと年齢および性別からeGFRを計算できます。
NPO法人日本腎臓病協会　https://j-ka.or.jp/ckd/check.php

CKDの薬物療法は、薬の種類が多くなりますが、継続して服用を続けることが大切になります。飲みにくい薬がある場合や薬を飲んでいて普段と異なる症状が現れた時は、医師、薬剤師、産業医に相談することが望まれます。

2. 一般的な保存期CKD患者への対応

CKDの患者では、各ステージを通じて、過労を避けた十分な睡眠や休養、適切な水分補給、通院・治療への配慮は重要です。一方で、安静を強いる必要はありません。

特に中等度～高度な腎機能低下（例えば、CKDステージG3ｂ～G４以降 [注]）を有する方については、労働者の自覚症状や仕事内容に応じて、重労働や時間外労働の制限、短時間勤務など作業負荷への配慮や、脱水を引き起こしやすい高温環境の回避のため、適宜業務上の配置転換等も考慮します。過度な身体活動は、多量の老廃物の発生や、発汗による体液量の急激な変化を伴う危険性があります。また、休養によって老廃物を排泄する過程を十分に保つ必要があります。一般に、高温の環境では発汗による脱水が腎機能にしばしば悪影響を及ぼします。長時間労働、夜間勤務や、労働により起こりうる睡眠不足、運動不足等も腎不全進行のリスクとされています。寒冷な環境も感冒や血圧上昇などにより腎不全進行の要因となりえるため、特に冬季は防寒対策も重要です。

[注]一律の判断基準を設定するものではなく、労働者の労働状況や身体的な個人差などを評価し、職場、事業者と一体となって最も妥当な措置を検討実施します。

3. 腎代替療法（血液透析、腹膜透析もしくは腎移植）を行っている患者への対応

末期腎不全に至り、透析治療または腎移植を受けている人では、これらの治療との両立が重要になります。中には体力の低下している人もいるため、作業負荷や残業量は体力に応じて配慮し、過労にならないように注意する必要があります。血液透析患者であれば、交代勤務や出張について、血液透析のスケジュールを加味した業務上の配慮が必要となります。鋭利な刃物などを扱う職場では手首にある透析用のシャントを傷つけない配慮が必要です。また、腹膜透析患者ではカテーテル出口部やカテーテル接続部を清潔に保つ必要があることから、大気汚染、あるいは塵挨の多い環境は適さず、腹部の屈伸や圧迫、腹筋の頻用を要する職種も適しません。

透析治療でも、血液透析と腹膜透析は治療に要する時間が大きく異なります。血液透析は、一回あたり4～5時間程度の治療を週に3回必要とします。これを反映して、腎臓機能障害の1級では、週2～3回の治療のための早退や時間内通院、透析日の残業免除、フレックスタイム、短時間勤務など通院や治療への配慮が最も多く行われています。一方、腹膜透析治療を受けている場合には、本人による一日に3～4回短時間の操作が必要です。腹膜透析を行っている方への配慮としては、昼休みなどに30～40分程度、腹膜透析の処置を行う時間と清潔な場所の確保の配慮が望ましいです。

透析患者でも遠隔地への出張は可能ですが、出張先での透析の機会を確保する等、事前の調整が必要になります。血液透析では、出張先に透析を受けられる医療機関がある

か事前に調べて予約をし、診療情報提供書や透析条件について情報共有をする必要があります。腹膜透析では、出張中も清潔に腹膜透析液を交換できる場所を確保する必要があります。バッグやチューブなどは移動の際にかさばるため、事前に宿泊先のホテルなどに宅配しておくとよいです（多くの腹膜透析メーカーが宿泊先への配送に対応しています）。また、出張先での仕事においても、透析スケジュールに合わせた業務調整が必要です。

腎移植後の方は一般的には移植手術から3か月で職場への復帰が認められます。定期的に透析療法を行う必要はありませんが、拒絶反応を予防するための免疫抑制剤を規則正しく内服する必要があります。また、免疫抑制剤を内服中のため、粉塵が舞い続けるような職場や、不衛生なものに触れる機会が多い仕事など感染症のリスクの高い環境は避けることが望ましいです。

4. 周囲の対応の工夫

労働者がCKDを発症した場合には、事業者は労働者本人の状況をしっかりと見極め、労働者本人とよく話し合い、上司や同僚等周囲の人の理解を得ながら、仕事内容を決めたり、就労を継続する工夫したりすることが望ましいといえます。CKDの進行に伴い腎性貧血や浮腫が出現するため、貧血や浮腫の程度によっては就業に困難が生じる可能性もあります。その場合、テレワークの活用等により通勤の負担をなるべくなくすことや、温和な座業を中心にするなど、本人の症状の程度に合わせた柔軟な対応が望まれます。通院・治療への配慮も必要です。急な体調不良の際は臨時受診や緊急入院の可能性があり、職場内でのバックアップ体制の構築やコンセンサスの取得も必要となることがあります。

② 慢性腎臓病（CKD）に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

CKD（特に透析や腎移植）については、「働くことはできないのではないか」「働かせると危ないのではないか」という先入観や、体調が日によって変動することについての理解不足から、就業継続のための協力が得られにくい場合もあります。そのため、CKDを有する労働者の仕事の継続には、支援の過程において周囲への十分な説明と理解が重要であり、会社の上司や同僚の理解と協力が欠かせません。事業場に産業保健スタッフ（産業医、保健師等）が在籍している場合は、産業保健スタッフと協力して疾患に関する正しい理解を促しましょう。また、産業保健スタッフがいない場合には、腎臓病療養指導士、両立支援コーディネーターや社会保険労務士に相談することが考えられます。

③ 復職後の職場適応とメンタルヘルス

透析導入期や腎移植術前後は、様々な身体的・精神的ストレスにより、メンタルヘルス不調に陥る場合もあります。CKD（特に透析や腎移植）を有する労働者のメンタルヘルス不調等の状態を把握し、治療の継続や就業に影響があると考えられる場合には、産

業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフ等と連携するなどして、適切な配慮を行うことが望まれます。

- CKDと診断された者の中には、精神的な動揺や不安から早まって退職を選択する場合があることにも留意が必要です。

■情報提供サイト

慢性腎臓病（CKD）および治療と仕事の両立支援に関する情報は、以下で入手できます。

名　　称	概　　要
一般社団法人日本腎臓学会 一般のみなさまへ	CKD に関する主な疾患や治療法、日常生活での注意や気になる症状や検査の結果が出た際の対処法などの情報提供が行われています。 ※詳細は下記 URL をご参照ください。 （https://jsn.or.jp/general/）
一般社団法人日本腎臓学会 腎臓専門医名簿	腎臓専門医を氏名や都道府県、勤務地で検索できます。受診勧奨先として下記 URL をご参照ください。 （https://jswsii31.jsn.or.jp/jsnpub/list/senmon）
特定非営利活動法人 日本腎臓病協会	CKD の予防や治療法、ダウンロード資料集、腎臓病療養指導士一覧などの情報提供が行われています。 ※詳細は下記 URL をご参照ください。 （https://j-ka.or.jp/）
特定非営利活動法人 日本腎臓病協会 腎機能をチェックしましょう	血清クレアチニン値から算出される GFR 値を知ることができます。 （https://j-ka.or.jp/ckd/check.php）
特定非営利活動法人 腎臓サポート協会 腎臓病なんでもサイト	CKD から透析・移植期までのいろいろな情報が発信されています。 (https://www.kidneydirections.ne.jp/)
厚生労働省 治療と仕事の両立支援ナビ	難病、糖尿病など様々な疾患における治療と仕事の両立支援について、支援者（人事労務担当、上司・同僚、産業保健スタッフ、経営者）等への情報提供が行われています。 （https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/）

1. 保存期CKD（15〜21ページ）

2. 血液透析（22〜27ページ）

3. 腹膜透析（28〜33ページ）

4. 腎移植（34〜39ページ）

Chapter Ⅱ 事例編

Ⅱ. 事例編の概要

1. 保存期CKD治療と仕事を両立

年齢・性別	40 歳代・男性
勤務先企業	従業員 1,000 人程度の小売業
業務内容	店長
両立支援プラン	通院による治療とそれまでの業務を両立

2. 血液透析(HD)治療と仕事を両立

年齢・性別	50 歳代・男性
勤務先企業	中規模の総合建設業
業務内容	施工管理
両立支援プラン	血液透析導入後、治療を継続しながら勤務が可能となるよう、営業戦略の企画部門（オフィス勤務）へ異動

3. 腹膜透析(PD)治療と仕事を両立

年齢・性別	50 歳代・女性
勤務先企業	従業員 1,200 人程度の食品メーカー
業務内容	人事採用
両立支援プラン	腹膜透析導入後、治療（社内での腹膜透析バッグ交換など含む）とそれまでの業務を両立

4. 腎移植後治療と仕事を両立

年齢・性別	60 歳代・男性
勤務先企業	中規模の専門商社
業務内容	営業企画
両立支援プラン	腎移植後、腹膜透析治療開始前に従事していた営業職に異動

1. 保存期CKD治療と仕事を両立した事例

A さん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40 歳代男性	糖尿病関連腎臓病	保存期治療	大企業	正社員（店長職）	専属産業医

⑴ 事例の概要

ア 基本情報

Aさんは従業員1,000人程度の小売業に勤務している40歳代男性である。高校卒業後に入社し、店舗での経験を積み、30歳代後半に店長職についた。

マネジメント能力も高く、店舗の社員、アルバイトからの人望も厚い。既婚で、妻と小学生、中学生の子どもとの４人暮らしである。

Aさんが勤務する事業場は、専属産業医を1名、保健師1名を選任している。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Aさんは30代の頃、健診で尿糖が高いことを指摘され、専門医を受診したところ2型糖尿病と診断された。その後、糖尿病外来に通院していたが、仕事の都合で通院が不規則になり、血糖コントロールが不良になることも多く、40代で糖尿病関連腎臓病（早期腎症期）と診断された。糖尿病関連腎臓病と診断されてからは、CKD（慢性腎臓病）外来に月1回通院している。時々立ちくらみを認め、夕方に下腿浮腫を自覚することがある。

主治医より、透析導入にならないためにも、しっかりとした血糖管理、血圧管理を行うように指導されたAさんは、これまで通りの勤務を行いながら、治療継続が可能になるように上司に相談した。Aさんから病状や治療についての話を聞いた上司は、Aさん、人事担当者、産業医と相談し、主治医に対し今後の対応を相談することとした。

⑵ 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書【労働者・事業者において作成】

会社としては、Aさんには治療を継続しながら店長としての業務を継続してほしいと考え、Aさんの治療に支障がないように勤務継続できるように配慮するため、勤務情報提供書を通じて主治医に対して現状の勤務状況・会社での様子を伝え、今後の治療の見通しや、業務を行う上での留意点について意見を求めることとした。

＜医療機関が確認する際のポイント＞

①・疾病への影響に留意し、どのような業務内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認。

②・通院のスケジュールを勘案して、年次有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認。

③・産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認。
・特に意見を求められている点について確認。
・病状悪化抑制のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討。
④・署名漏れがないか確認。
・労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認。
・記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認。

＜労働者・事業者が作成する際のポイント＞

❶・情報の提供・活用目的の明記が必要。
❷・現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的な仕事の内容や勤務形態、時間外労働や出張の有無等を記載。
❸・通院や体調管理のために利用可能な年次有給休暇に関する情報を記載。
・必要に応じて年次有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載。
❹・労働者本人と話し合い、現時点で想定している働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記。
・業務調整のために病状の今後の見通し、社会資源の活用等について質問。
❺・治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記。
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
❻・労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認したうえで署名。
❼・主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記。

＜参考＞

治療と仕事の両立支援チェックサイト：会社のための”治療と仕事の両立支援”チェックリストが使用できます
https://ryoritsu-check.work/
（厚生労働省　労災疾病臨床研究事業費補助金『企業・産業保健スタッフ・医療機関の連携による両立支援システムの開発(H29-R1)』）

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

〇〇病院　△△先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇	生年月日	〇〇年　〇〇月　　〇〇日
住所	〇〇		

職種	店長職
職務内容	（作業場所・作業内容） 店舗におけるスタッフのマネジメント（育成・シフト管理）、商品発注・在庫管理、売上・予算管理 ☐体を使う作業（重作業）　☐体を使う作業（軽作業）　☑長時間立位 ☐暑熱場所での作業　☐寒冷場所での作業　☐高所作業 ☐車（フォークリフト）の運転　☐機械の運転・操作　☑対人業務 ☐遠隔地出張（国内）　☐海外出張　☐単身赴任
勤務形態	☑常昼勤務　☐二交替勤務　☐三交替勤務　☐その他（　　）
勤務時間	8時00分～23時00分（左記のうち、シフト制　実働8時間） （時間外・休日労働の状況：店舗の繁忙期には時間外の対応になることが多いですが、それ以外の期間においてはありません） （国内・海外出張の状況：なし　　）
通勤方法 通院時間	☐徒歩　☐公共交通機関（着座可能）　☐公共交通機関（着座不可能） ☑自動車　その他（　　） 通勤時間：（片道　３０　）分
休業可能期間	〇〇年　〇〇月　〇〇日　まで　（1年半の休職期間あり） （給与支給　☐有り　☑無し　疾病手当金〇%）
有給休暇日数	残　１２日間
その他 特記事項	今後の見通しを踏まえて、本人と話ができればと考えておりますので、以下のことについてご教示頂けますと幸いです。 ・今後の治療の見通し（どのような治療を行い、どのような経過となる可能性があるのか、入院の可能性はあるか、起こりうる合併症があるか）について ・会社としては、これまで通り店長業務を続けてもらいたいと考えているが、どのような点に配慮すればいいか
利用可能な制度	☑時間単位の年次有給休暇　☑疾病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度 ☐短時間勤務制度　☐在宅勤務（テレワーク）　☐試し出勤制度 ☐その他（　　）

上記内容を確認しました 令和　　年　　月　　日　　本人署名

令和　　年　　月　　日　（会社名） （担当）　（連絡先）

イ　主治医意見書【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、事業場からの質問への回答も含め、Aさんとその家族と面談し、仕事の内容や、不安に思っていること等について確認した上で、主治医意見書を作成した。

現在できている仕事、役割でも今後できなくなる可能性について記載した。

＜医療機関が作成する際のポイント＞

①・産業医が選任されている場合は、情報を的確に伝えるために必要に応じて専門用語も使用する。
・外見からわかりづらい症状は具体的に記載（通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等）。
・事業者が業務内容の調整を検討していけるよう、仕事に影響する症状を具体的に記載。

②・通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載（通院時間を確保する　など）
・入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール（半年間、月1回の通院が必要、等）、治療のために必要と考えられる配慮等を記載。

③・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載。
・勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や病状の進行を踏まえ、就業継続の可否や、今後出現が予測される状況等について記載。
・業務内容や作業環境、業務の進め方について、配慮が必要な事項を具体的に記載（休憩場所を確保する　など）。

④・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載。
・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる。

⑤・労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要。

＜事業者が確認する際のポイント＞

❶・両立支援における支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認。

❷・勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認。

❸・主治医への質問事項に対する回答を確認。
・記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認。
・周囲が気づきにくい症状の場合、労働者が職場に相談しやすくなるよう、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討。
・病状の進行や障害の程度などに応じて望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意。

❹・措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定。

❺・主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認。

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名	○○	生年月日	○○年　○○月　　○○日
住所	○○		

病名	慢性腎臓病 ステージG4A3(糖尿病関連腎臓病)
現在の症状	（通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等） ・血糖・血圧管理や減塩等の生活習慣の改善により、CKDの進行速度は抑制しているものの、立ちくらみや下腿浮腫が見られるようになってきています。 ・重力により体内の水分が移動するため、長時間の立ち仕事により下腿浮腫は悪化しますが、弾性ストッキングの着用や利尿薬により改善できる可能性があります。利尿薬を使用すると頻回に多くの尿が出るため、トイレに行く回数が増える可能性があります。 ・これまで通り、治療を継続しながら店長としての業務を継続することが可能です。
治療の予定	（入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール（半年間、月1回の通院が必要、等）） ・引き続き、外来に月1回程度の通院が必要です。 ・SGLT 2 (sodium/glucose cotransporter 2)阻害薬(CKD治療薬)や腎性貧血治療薬が用いられます。 ・治療効果が十分に得られなかった場合には、透析や腎移植の準備のための受診や入院が必要なことがあります。
退院後／治療中の就業継続の可否	□　可　　（職務の健康への悪影響は見込まれない） ☑　条件付きで可（就業上の措置があれば可能） □　現時点で不可（療養の継続が望ましい）
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	注）提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。 ・重労働や時間外労働の制限など作業負荷への配慮や、通院・治療など健康管理への配慮が望まれます。 ・感染症にかかりやすいまたは重症化しやすい状況となっており、発熱のある従業員とは距離をとるなどの措置が必要となる場合があります。 ・食事は減塩を心がけ、野菜や果物などのカリウムが豊富な食品を控えめにする必要があります。
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する　など 注）治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。 ・定期受診の予定に対して通院の時間を確保してください。 ・急な体調不良の際は職場内でのバックアップ体制が必要であり、あらかじめ職場内のコンセンサスを得ておく必要があります。
上記の措置期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

上記内容を確認しました 令和　　年　　月　　日　　本人署名

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

令和　　年　　月　　日　　（主治医署名）

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

ウ　両立支援プラン【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、Aさんと上司、人事担当者、産業医等で話し合った結果、現在のAさんの業務はCKDの経過に悪影響を及ぼすような内容ではないと判断した。そのため、現状では就業上の措置は不要とし、通院日には休暇を取得できるような体制を取ることで合意した。また、産業医や保健師が本人に通院、治療状況を定期的に確認していくこととした。

＜事業者が確認する際のポイント＞

❶・主治医の意見を勘案し、産業医等や産業保健スタッフと連携しながら労働者本人との話し合いも踏まえ、両立支援プランを作成。
・治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理。
・職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載。

❷・就業上の措置として、配慮すべき内容と期間を設定。
・期間を設定しない場合は、必要に応じてプランの見直しができるよう面談の実施時期を決めておく。（主治医が意見書において措置期間を設定している場合には、事業者側で措置期間を設定しない理由も明記）
・必要に応じ、労働者本人の業務遂行能力の評価・把握等を、外部支援機関等を活用して実施。
・通院頻度や今後の治療予定も参考情報として明記。

❸・作業内容の調整が必要な場合には、必要な配慮事項を記載。
・社会資源等の活用を検討する場合、具体的な活用内容等をあらかじめ記載。

❹・プランの見直しや面談の実施時期を記載。
・労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載。
・症状の進行に応じて就業上の措置の見直しが必要となることが見込まれる場合には、今後の対応に関する方針を記載。

❺・関係者による協議・確認を終えた内容であることがわかるよう、署名。

両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

作成日：　　年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="2">従業員氏名</td><td rowspan="2"></td><td>生年月日</td><td>性別</td></tr>
<tr><td>年　月　日</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>従業員番号</td><td></td></tr>
<tr><td>治療・投薬等の状況、
今後の予定</td><td colspan="3">・今後月1回の通院治療が必要です。
・治療期間を通し疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想されます。</td></tr>
<tr><td>期間</td><td>勤務時間</td><td>就業上の措置・治療への配慮等</td><td>（参考）治療等の予定</td></tr>
<tr><td>（記載例）
１か月目</td><td>８：00
～
17：00
（1時間休憩）</td><td>通院日の休暇取得に配慮。
残業・深夜勤務は見合わせる。</td><td>月1回通院・薬物療法
（症状：疲れやすさ、
免疫力の低下等）</td></tr>
<tr><td>２か月目</td><td>８：00
～
17：00
（1時間休憩）</td><td>通院日の時間単位の休暇取得に配慮。
残業・深夜勤務は見合わせる。</td><td>月1回通院・薬物療法
（症状：疲れやすさ、
免疫力の低下等）</td></tr>
<tr><td>３か月目</td><td>８：00
～
17：00
（1時間休憩）</td><td>通院日の時間単位の休暇取得に配慮。
残業１日当たり１時間まで可。
深夜勤務は見合わせる。</td><td>月1回通院・薬物療法
（症状：疲れやすさ、
免疫力の低下等）</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="3">・店長職は継続するが、当面、深夜勤務は見合わせる。</td></tr>
<tr><td>その他、
就業上の配慮事項</td><td colspan="3">・体調に応じて、適時休憩を認める。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">・治療開始後は、２ヶ月ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。（面談予定日：●月●日●～●時）
・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。
・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。</td></tr>
</table>

2. 血液透析（HD）治療と仕事を両立した事例

Bさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
50歳代男性	慢性糸球体腎炎	血液透析治療	中規模企業	正社員 （施工管理業務）	嘱託産業医

⑴ 事例の概要

ア 基本情報

Bさんは中規模の総合建設業に勤務している50歳代男性である。大学卒業後に入社し、建築施工現場での経験を積み、1級建築施工管理技士の資格を取得、40歳代で施工管理責任者の役職についた。既婚で、妻と高校生の子どもとの3人暮らしである。

Bさんが勤務する事業場は、嘱託産業医を1名選任している。

イ 両立支援を行うに至った経緯

１年ほど前、Bさんは健診で蛋白尿とクレアチニン値が高値（6mg/ｄL）であることを指摘され、専門医の受診を勧められたが、自覚症状がなかったため受診しなかった。翌年になると、倦怠感や貧血症状、頭痛などの症状が出るようになり、腎臓内科を受診したところ入院となり、血液透析導入となった。

⑵ 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書【労働者・事業者において作成】

血液透析導入後は、治療に慣れるまで3カ月程度休職したが、その後職場復帰し、週3回（月曜、水曜、金曜）の夜間（17時半～21時半）に血液透析を受けながら、それまでと同じ仕事を続けていた。

しかし、今後も通院時間を確保しながら同じ業務を続けるのは難しいと考えたBさんは、人事担当者に相談した。人事担当者と産業医は、透析施設の主治医に対し、今後の対応を相談することとした。

会社は、Bさんが治療を継続しながら、複数の工事現場の進捗管理や現場での打合せ業務、早朝から夜遅くまでの勤務や休日出勤を続けるのは難しいと判断し、これまでのBさんの経験を最大限に活かす形で勤務継続できるように配慮したいと考え、勤務情報提供書を通じて主治医に対して現状の勤務状況・会社での様子を伝え、今後の治療の見通し、避けるべき業務、業務を行う上での留意点について主治医に意見を求めることとした。

＜医療機関が確認する際のポイント＞

→ｐ15参照

＜労働者・事業者が作成する際のポイント＞

→ｐ16参照

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

〇〇病院　△△先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇	生年月日	〇〇年　〇〇月　　〇〇日
住所	〇〇		

職種	建設現場での施工管理業務
職務内容	（作業場所・作業内容） 複数工事現場の管理業務（工程管理、品質管理、原価管理、安全管理業務など） ☐体を使う作業（重作業）　☐体を使う作業（軽作業）　☐長時間立位 ☑暑熱場所での作業　☑寒冷場所での作業　☐高所作業 ☐車（フォークリフト）の運転　☐機械の運転・操作　☑対人業務 ☐遠隔地出張（国内）　☐海外出張　☐単身赴任
勤務形態	☑常昼勤務　☐二交替勤務　☐三交替勤務　☐その他（　　）
勤務時間	8時00分～17時00分（所定労働時間８時間00分/休憩60分） （時間外・休日労働の状況：月10時間程度　繁忙期は月30時間程度） （国内・海外出張の状況：なし　　）
通勤方法 通院時間	☐徒歩　☐公共交通機関（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能） ☐自動車　　その他（　　） 通勤時間：（片道　　45　）分
休業可能期間	〇〇年　〇〇月　〇〇日　まで　（1年半の休職期間あり） （給与支給　　☐有り　　☑無し　　疾病手当金〇%）
有給休暇日数	残　10日間
その他 特記事項	今後の見通しを踏まえて、本人と話ができればと考えておりますので、以下のことについてご教示頂けますと幸いです。 ・今後の治療の見通し（入院の可能性、起こりうる合併症など）について。 ・会社としては、本人のこれまでの経験と調整能力やコミュニケーション力の高さを活かし、営業企画としてオフィス勤務をしてもらいたいと考えているが、その際に、留意すべき点はあるかどうか。 ・基本的には毎日オフィスに出勤する形での業務を考えているが、通勤の際に留意する点はあるかどうか。
利用可能な制度	☑時間単位の年次有給休暇　☑疾病休暇・病気休暇　☐時差出勤制度 ☐短時間勤務制度　☑在宅勤務（テレワーク）　☐試し出勤制度 ☐その他（　　）

上記内容を確認しました 令和　　年　　月　　日　　本人署名

令和　　年　　月　　日　（会社名） （担当）　（連絡先）

イ　主治医意見書【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Bさんとその家族と面談し、仕事の内容や、不安に思っていること等について確認した上で、主治医意見書を作成した。

現在できている仕事、役割でも今後できなくなる可能性について記載した。

＜医療機関が作成する際のポイント＞

→p 18参照

＜事業者が確認する際のポイント＞

→p 18参照

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名	○○	生年月日	○○年　○○月　　○○日
住所	○○		

病名	慢性腎臓病 ステージ G5D（慢性糸球体腎炎・末期腎不全）
現在の症状	・血液透析は、腎臓の働きを改善させるのではなく、失われた働きの一部を短時間で代替する治療であることから、急激な血圧変動等に伴う易疲労感や、透析導入前と同様に腎性貧血による立ちくらみが見られることがあります。 ・下記の配慮のもと、治療を継続しながら、営業企画としてのオフィス業務を行うことは十分に可能です。
治療の予定	・血液透析療法として、週に3回（月水金または火木土）、1回4時間（17時半～21時半）の治療を要します。 ・脳や心臓等の合併症や感染症の治療などで、入院や一時的な通院が生じる場合があります。
退院後／治療中の就業継続の可否	□　可　　（職務の健康への悪影響は見込まれない） ☑　条件付きで可（就業上の措置があれば可能） □　現時点で不可（療養の継続が望ましい）
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	注）提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。 ・体力的には必ずしも低いとは限らないものの、作業負荷や残業量は体力に応じて配慮し、過労にならないように注意する必要があります。 ・シャント保護のため、重たいものを腕で持ち上げる作業は避けてください。 ・透析日の通院や治療への配慮が必要です。 ・感染症にかかりやすいまたは重症化しやすい状況となっています。発熱のある従業員とは距離をとるなどの措置が必要となる場合があります。 ・食事は減塩と適正な水分摂取を心がけ、野菜や果物などのカリウムが豊富な食品を控えめにする必要があります。
その他配慮事項	・極端に暑い日（特に透析の翌日）などには、脱水により血圧が低下しやすくなり、立ちくらみ等の症状が見られる可能性があります。逆に、極端に寒い日（特に透析直前）などには、血圧が上昇しやすくなる可能性がありますので、テレワークの活用などを検討して頂く必要があります。 ・急な体調不良の際は職場内でのバックアップ体制が必要であり、あらかじめ職場内のコンセンサスを得ておく必要があります。
上記の措置期間	年　月　日　～　年　月　日

上記内容を確認しました
令和　　年　　月　　日　　本人署名

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

令和　　年　　月　　日　　（主治医署名）

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

ウ　両立支援プラン【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、Bさんと上司、人事担当者、産業医等で話し合った結果、建築現場での業務や長時間労働が発生する施工管理の仕事を継続することは難しいということになり、これまでの現場での経験や調整・交渉能力を活かし、営業戦略の企画を行う部門での業務に異動することで合意した。

オフィスでのデスクワーク、打合せをメインとし、メンバーマネジメントについては時間的拘束が長くなる可能性があることから、部下を置かない形での役職者とした。

また、火曜日、木曜日の透析日については、必要に応じて在宅で勤務ができるような体制をとることとなった。

＜事業者が確認する際のポイント＞

→p20参照

両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

作成日：　　年　　月　　日

従業員氏名		生年月日	性別
		年　月　日	男・女
所属		従業員番号	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・今後、血液透析療法として、週に3回（月水金または火木土）、1回4時間（17時半～21時半）の治療を要します。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想されます。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
（記載例） １か月目	8：00 ～ 17：00 （1時間休憩）	通院日の休暇取得に配慮。 残業・深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。 施工管理から営業企画へ作業転換。	週に3回血液透析療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
２か月目	8：00 ～ 17：00 （1時間休憩）	通院日の時間単位の休暇取得に配慮。 残業・深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。 施工管理から営業企画へ作業転換。	週に3回血液透析療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
３か月目	8：00 ～ 17：00 （1時間休憩）	通院日の時間単位の休暇取得に配慮。 残業１日当たり１時間まで可。 深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。	週に3回血液透析療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
業務内容	・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、施工管理業務から営業企画業務に変更する。		
その他、 就業上の配慮事項	・体調に応じて、適時休憩を認める。		
その他	・治療開始後は、１ヶ月または２ヶ月ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。（面談予定日：●月●日●～●時） ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。		

3. 腹膜透析（PD）治療と仕事を両立した事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
50歳代女性	慢性糸球体腎炎	腹膜透析治療	大企業	人事採用	専属産業医

⑴ 事例の概要

ア 基本情報

Cさんは従業員1,200人程度の食品メーカーに勤務している50歳代女性である。大学卒業後入社し、営業職を経て人事部門に異動となり、人事労務、採用の経験を積んだ。既婚で夫と2人暮らしである。

Cさんが勤務する事業場には専属産業医1名、保健師１名が配属されている。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Cさんは大学生の頃に血尿などの症状が出て、慢性糸球体腎炎と診断された。その後は食事療法や薬物療法を続けたが、50歳ごろから急激に腎機能が悪化し、透析導入が必要となった。

透析導入の際、これまで通り仕事を続けたかったことから、通院が月１～2回と血液透析に比べて少ない腹膜透析を選択した。

⑵ 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書【労働者・事業者において作成】

Cさんは採用の仕事をしているが、今後業務中に透析バッグを交換しなければならないことや、急な体調不良や通院の際などに、各種打合せや面接などの業務の調整が難しくなることも想定されるため、本人から今後の業務についての相談が上司へあった。上司は産業医へ相談し、主治医に対し、業務を行う上での留意点について確認することとした。

＜医療機関が確認する際のポイント＞

→p 15参照

＜労働者・事業者が作成する際のポイント＞

→p 16参照

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

〇〇病院　△△先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇	生年月日	〇〇年　〇〇月　　〇〇日
住所	〇〇		

職種	人事採用
職務内容	（作業場所・作業内容） 新卒・中途社員の採用業務全般（求人管理、エージェント調整、媒体管理、応募者管理、面接調整・面接、社員教育業務など） ☐体を使う作業（重作業）　☐体を使う作業（軽作業）　☐長時間立位 ☐暑熱場所での作業　☐寒冷場所での作業　☐高所作業 ☐車（フォークリフト）の運転　☐機械の運転・操作　☑対人業務 ☐遠隔地出張（国内）　☐海外出張　☐単身赴任
勤務形態	☑常昼勤務　☐二交替勤務　☐三交替勤務　☐その他（　　）
勤務時間	９時00分～18時00分（所定労働時間８時間00分/休憩60分） （時間外・休日労働の状況：月10時間程度　） （国内・海外出張の状況：国内出張あり　　）
通勤方法 通院時間	☐徒歩　☐公共交通機関（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能） ☐自動車　　その他（　　） 通勤時間：（片道　　50　）分
休業可能期間	〇〇年　〇〇月　〇〇日　まで　（1年半の休職期間あり） （給与支給　　☑有り　　☐無し　　疾病手当金〇%）
有給休暇日数	残　10日間
その他 特記事項	今後の見通しを踏まえて、本人と話ができればと考えておりますので、以下のことについてご教示頂けますと幸いです。 ・今後の治療の見通し（入院の可能性、起こりうる合併症など）について。 ・基本的には毎日オフィスに出勤する形での業務を考えているが、通勤の際に留意する点はあるかどうか。 ・必要に応じて在宅勤務などの対応を考えた方がよいかどうか。
利用可能な制度	☑時間単位の年次有給休暇　☑疾病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度 ☑短時間勤務制度　☑在宅勤務（テレワーク）　☐試し出勤制度 ☐その他（　　）

上記内容を確認しました
令和　　年　　月　　日　　本人署名

令和　　年　　月　　日　（会社名）
（担当）　　（連絡先）

イ　主治医意見書【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんとその家族と面談し、仕事の内容や、不安に思っていること等について確認した上で、主治医意見書を作成した。

現在できている仕事、役割でも今後できなくなる可能性について記載した。

＜医療機関が作成する際のポイント＞

→p 18参照

＜事業者が確認する際のポイント＞

→p 18参照

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名	○○	生年月日	○○年　○○月　　○○日
住所	○○		

病名	慢性腎臓病 ステージ G5D（慢性糸球体腎炎・末期腎不全）
現在の症状	（通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等） ・透析療法を行う必要はありますが、症状は落ち着いています。 ・腎不全のため、むくみや高血圧などの症状が出ることがあります。 ・治療のため、1日に4回、1回30分程度の透析液の交換作業を要します。 ・腹部から腹膜透析用のカテーテルが出ており、ガーゼで保護しています。 ・これまで通り人事採用としての仕事を継続することが可能です。
治療の予定	（入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール（半年間、月1回の通院が必要、等）） ・腹膜透析療法として、1日4回（6時、10時、16時、22時）のバッグ交換作業を要します。 ・通院は月に1－2回の予定です。 ・腹膜透析用カテーテルやおなかの中に感染症を起こすと2週間程度の入院が必要になることがあります。 ・除水量が安定しない時期が導入後1か月（場合によってはそれ以上）はあるため予定外の受診がありえます。 ・腹膜透析を開始しないとわからない合併症（横隔膜交通症、カテーテル関連トラブル［除水困難＝大網巻絡等］）で予定外の入院もありえます。
退院後／治療中の就業継続の可否	□　可　　（職務の健康への悪影響は見込まれない） ☑　条件付きで可（就業上の措置があれば可能） □　現時点で不可（療養の継続が望ましい）
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	注）提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。 ・出勤中2回（10時と16時）、30分程度の腹膜透析液の交換作業を要します。可能であればその時間帯は作業用の個室を用意してください。 ・腎不全のため、食事は減塩を心がけ、野菜や果物などのカリウムが豊富な食品を控えめにしています。 ・腹膜透析療法を実施する必要があるため、長期の出張の場合は準備が必要です。 ・治療の合併症などで入院や一時的な通院回数の増加が生じる場合があります。
その他配慮事項	注）治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。 ・透析液の交換作業は多少時間がずれても大丈夫ですが、交換の時間は確保できる形態の勤務が望まれます。 ・急な体調不良の際は職場内でのバックアップ体制が必要であり、あらかじめ職場内のコンセンサスを得ておく必要があります。
上記の措置期間	年　月　日　～　年　月　日

上記内容を確認しました 令和　年　月　日　本人署名

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

令和　年　月　日　（主治医署名）

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

ウ　両立支援プラン【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、Cさんと上司、産業医等で話し合った結果、職種変更は行わないが、上司が日々体調を確認しながら、必要に応じて時間外労働の制限や、業務のサポートを行うことになった。また、Cさんの同意のもと、上司から同僚に対して、Cさんの治療に関わる情報や配慮事項について説明を行い、Cさんの体調不良時には、チームでバックアップができるような体制を整えることとした。また、1日4回（6時、10時、16時、22時）透析バッグを交換するため、10時と16時の交換の際には、会社の会議室を使用できるようにした。

また、在宅勤務が可能な体制を整えることで、体調が優れない際の通勤の負荷を軽減できるようにした。

＜事業者が確認する際のポイント＞

→p20参照

両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

作成日：　　年　　月　　日

従業員氏名		生年月日	性別
		年　月　日	男・女
所属		従業員番号	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・腹膜透析療法として、1日4回（6時、10時、16時、22時）のバッグ交換作業を要します。 ・通院は月に1－2回の予定です。 ・腹膜透析用カテーテルやおなかの中に感染症を起こすと2週間程度の入院が必要になることがあります。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
（記載例） １か月目	９：00 ～ 18：00 （1時間休憩）	通院日の休暇取得に配慮。 1日に4回、1回30分程度の腹膜透析液の交換作業の時間を確保。 残業・深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。	腹膜透析療法として、1日4回（6時、10時、16時、22時）のバッグ交換、月に1-2回通院。 （症状:疲れやすさ、免疫力の低下等）
２か月目	９：00 ～ 18：00 （1時間休憩）	通院日の時間単位の休暇取得に配慮。 1日に4回、1回30分程度の腹膜透析液の交換作業の時間を確保。 残業・深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。	腹膜透析療法として、1日4回（6時、10時、16時、22時）のバッグ交換、月に1-2回通院。 （症状:疲れやすさ、免疫力の低下等）
３か月目	９：00 ～ 18：00 （1時間休憩）	通院日の時間単位の休暇取得に配慮。 1日に4回、1回30分程度の腹膜透析液の交換作業の時間を確保。 残業１日当たり１時間まで可。 深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。	腹膜透析療法として、1日4回（6時、10時、16時、22時）のバッグ交換、月に1-2回通院。 （症状:疲れやすさ、免疫力の低下等）
業務内容	・人事採用の業務は継続するが、当面、深夜勤務は見合わせる。		
その他、 就業上の配慮事項	・体調に応じて、適時休憩を認める。		
その他	・治療開始後は、１ヶ月または２ヶ月ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。（面談予定日：●月●日●～●時） ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。		

4. 腎移植後治療と仕事を両立した事例

Dさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
60歳代男性	腎硬化症	免疫抑制療法	中規模企業	営業企画	嘱託産業医

⑴ 事例の概要

ア 基本情報

Dさんは中規模の電子・半導体の専門商社に勤務する60歳代男性である。大学卒業後入社し、営業職としてのキャリアを積み、部長としてメンバーマネジメント経験も積んだ。現在子どもは成人し、妻と2人暮らしである。

Dさんが勤務する事業場は嘱託産業医を1名専任している。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Dさんは40歳代半ばごろから、健診で肥満と高血圧を指摘されていたが、特に治療は受けていなかった。50歳頃に腎機能の低下を指摘され、検査を受けたところ、腎硬化症と診断された。その後は月1回、外来通院を続けていたが、50歳代前半で腹膜透析導入となり、55歳のときに妻がドナーとなり生体腎移植を受けた。

⑵ 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書【労働者・事業者において作成】

腹膜透析導入前は、大手自動車メーカーを顧客に営業として活躍し、役職者としてメンバーマネジメントも行っていたが、腹膜透析導入後は、治療を継続する中で、顧客対応や出張に臨機応変に対応することが難しくなったため、営業企画へ異動となった。

腎移植手術後は3カ月程度休職したが、その後、体調が落ち着いたため復職した。復職後、半年程度経過した段階で、通院は1カ月に1回程度となり、毎日決められた時間に服薬すればよいだけの状態となったため、本人より再度営業部門への異動希望があった。そのため、上司、産業医と相談し、主治医に対し、営業業務を行う上での留意点について確認することとした。

＜医療機関が確認する際のポイント＞

→p 15参照

＜労働者・事業者が作成する際のポイント＞

→p 16参照

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

〇〇病院　△△先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇	生年月日	〇〇年　〇〇月　　〇〇日
住所	〇〇		

職種	営業企画
職務内容	（作業場所・作業内容） 営業戦略策定、業績管理、KPI管理、社内各部門やグループ会社との連携、社外・内資料、企画資料作成など ☐体を使う作業（重作業）　☐体を使う作業（軽作業）　☐長時間立位 ☐暑熱場所での作業　☐寒冷場所での作業　☐高所作業 ☐車（フォークリフト）の運転　☐機械の運転・操作　☑対人業務 ☑遠隔地出張（国内）　☐海外出張　☐単身赴任
勤務形態	☑常昼勤務　☐二交替勤務　☐三交替勤務　☐その他（　　）
勤務時間	９時00分～17時30分（所定労働時間７時間30分/休憩60分） （時間外・休日労働の状況：月20時間程度　） （国内・海外出張の状況：国内出張あり　　）
通勤方法 通院時間	☐徒歩　☐公共交通機関（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能） ☐自動車　　その他（　　） 通勤時間：（片道　　50　）分
休業可能期間	〇〇年　〇〇月　〇〇日　まで　（1年半の休職期間あり） （給与支給　　☐有り　　☐無し　　疾病手当金〇%）
有給休暇日数	残　10日間
その他 特記事項	今後の見通しを踏まえて、本人と話ができればと考えておりますので、以下のことについてご教示頂けますと幸いです。 ・今後の治療の見通し（入院の可能性、起こりうる合併症など）について。 ・会社としては、本人の希望も考慮し、営業への異動を考えているが、その際に、留意すべき点はあるかどうか。
利用可能な制度	☑時間単位の年次有給休暇　☑疾病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度 ☐短時間勤務制度　☑在宅勤務（テレワーク）　☐試し出勤制度 ☐その他（　　）

上記内容を確認しました
令和　　年　　月　　日　　本人署名

令和　　年　　月　　日　（会社名）
（担当）　　（連絡先）

イ　主治医意見書【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Dさんとその家族と面談し、仕事の内容や、不安に思っていること等について確認した上で、主治医意見書を作成した。現在できている仕事、役割でも今後できなくなる可能性について記載した。

＜医療機関が作成する際のポイント＞

→p 18参照

＜事業者が確認する際のポイント＞

→p 18参照

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名	○○	生年月日	○○年　○○月　　○○日
住所	○○		

病名	慢性腎臓病 ステージ G5T（腎硬化症・腎移植後）
現在の症状	（通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等） ・内服治療は継続する必要がありますが、症状は落ち着いています。 ・腎移植後5年が経過し、内服治療のみの状態になっています。 ・感染対策に留意しながら、以前の営業職の仕事に復職することが可能です。
治療の予定	（入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール（半年間、月1回の通院が必要、等）） ・引き続き月に1回、半日程度の通院が必要です。 ・移植された腎臓に拒絶反応を起こさないように朝晩の決められた時間に免疫抑制薬を内服する必要があります。
退院後／治療中の就業継続の可否	□　可　　（職務の健康への悪影響は見込まれない） ☑　条件付きで可（就業上の措置があれば可能） □　現時点で不可（療養の継続が望ましい）
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	注）提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。 ・腎臓の働きは正常には戻っていないため、引き続き減塩やダイエットは必要です。お薬との作用があり、グレープフルーツジュースは避けています。 ・治療薬の影響で感染症にかかりやすいまたは重症化しやすい状況となっています。発熱のある従業員とは距離をとるなどの措置が必要となる場合があります。 ・移植された腎臓に不調がある場合、あるいは感染症を発症した場合は入院が必要となることがあります。
その他配慮事項	注）治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。 ・定期受診の予定に対して通院の時間を確保してください。 ・急な体調不良の際は職場内でのバックアップ体制が必要であり、あらかじめ職場内のコンセンサスを得ておく必要があります。 ・海外への出張の際は英語の紹介状を用意しますのでご連絡ください。
上記の措置期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

上記内容を確認しました 令和　　年　　月　　日　　本人署名

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

令和　　年　　月　　日　　（主治医署名）

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

ウ　両立支援プラン【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、Dさんと上司、産業医等で話し合った結果、Dさんの営業経験を活かす形で、再度営業部門のマネジメントを任せることで合意した。
月1回の通院は業務状況に合わせて、本人が調整し、通院することとなった。

＜事業者が確認する際のポイント＞

→p20参照

両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

作成日：　　年　　月　　日

従業員氏名		生年月日	性別
		年　月　日	男・女
所属		従業員番号	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・引き続き月に１回、半日程度の通院が必要です。 ・移植された腎臓に拒絶反応を起こさないように朝晩の決められた時間に免疫抑制薬を内服する必要があります。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想されます。 ・人混みではマスクを着用するなど、感染対策に留意する必要があります。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
（記載例） １か月目	９：00 ～ 17：30 （1時間休憩）	通院日の休暇取得に配慮。 残業・深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。 営業企画業務から営業職へ作業転換。	月１回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
２か月目	９：00 ～ 17：30 （1時間休憩）	通院日の時間単位の休暇取得に配慮。 残業・深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。 営業企画業務から営業職へ作業転換。	月１回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
３か月目	９：00 ～ 17：30 （1時間休憩）	通院日の時間単位の休暇取得に配慮。 残業１日当たり１時間まで可。 深夜勤務・遠隔地出張は見合わせる。	月１回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
業務内容	・営業企画業務から営業職に変更する。		
その他、 就業上の配慮事項	・体調に応じて、適時休憩を認める。		
その他	・治療開始後は、１ヶ月または2ヶ月ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。（面談予定日：●月●日●～●時） ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。		

慢性腎臓病（CKD）における
治療と仕事の両立に関する手引き

令和5-7年度 厚生労働省 厚生労働科学研究費補助金（腎疾患政策研究事業）

発行日　令和7年10月1日

発　行　ライフスタイルに着目した
慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究班

発行者　中川　直樹

発行所　旭川医科大学 内科学講座 循環器・腎臓内科学分野
〒078-8510
旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

令和5−7年度 厚生労働省
厚生労働科学研究費補助金（腎疾患政策研究事業）

慢性腎臓病（CKD）における
治療と仕事の両立に関する手引き

令和7年10月　ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究班